6．有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
7．たな卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　評価基準
低価法を採用しております。
⑵　評価方法
移動平均法を採用しております。
8．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
県条例に規定の占用料額及び国の合同宿舎料金について近隣の賃借料の市場価格を参考に計算しております。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付政府保証債の平成22年３月末利回りを参考に1.395%で計算しております。
9．リース取引の会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金及び要求払預金としております。
11．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式としております。
12．財務諸表の表示単位
財務諸表は、千円未満切り捨てにより作成しております。
（追加情報）
「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」(「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について」(国立大学法人会計基準注解に関する実務指針)(文部科学省、日本公認会計士協会　平成22年３月24日最終改訂）を適用しております。
（重要な債務負担行為）
当該事項はありません。
（金融商品に関する事項）
1．金融商品の状況に関する事項
当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しております。
資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人法47条の規定に基づき、公債のみを保有しており、株式等は保有しておりません。

2．金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表上、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位；千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券	277,444	279,378	1,934
⑵　現金及び預金	1,698,866	1,698,866	0
⑶　リース債務	(151,058)	(152,747)	(1,689)
⑷　未払金	(1,056,128)	(1,056,128)	0

（＊１）　負債に計上されているものについては、(　) で示しております。
（注１）　金融商品の時価の算定方法
⑴　投資有価証券及び有価証券について
これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。
⑵　現金及び預金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑶　リース債務
これは新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。
⑷　未払金
短期で決裁されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
（追加情報）
当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年３月10日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年３月10日）を適用しております。
（賃貸等不動産の時価等の開示に関する事項について）
当法人は、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
（追加情報）
当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日）を適用しております。
（重要な後発事象）
該当事項はありません。

附　属　明　細　書

⑴　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第83　特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

（単位；千円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末残高	摘要
							当期償却額		当期損益内	当期損益外		
有形固定資産（特定償却資産）	建物	5,128,434	371,100	1,366	5,498,169	1,582,612	243,199	—	—	—	3,915,557	
	建物附属設備	1,334,481	472,024	64,987	1,741,518	895,867	91,255	—	—	—	845,650	
	構築物	954,088	80,002	667	1,033,424	542,879	50,061	—	—	—	490,544	